

## 秋田県告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和6年5月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 指定納付受託者の名称及び住所  
株式会社N T Tデータ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
一般旅券に関する電子申請に係るオンライン納付手数料
- 3 指定納付受託者に指定した日  
令和6年5月17日